

隅田公園 芝生広場・交流広場の利用案内

隅田公園芝生広場・交流広場における占用利用については、本ページおよび「隅田公園利用ガイド」をご一読のうえ、予約受付期間をご確認いただき、[パークセンターまでお電話にてお問い合わせ](#)下さい。

- ・ [隅田公園利用ガイド](#)
- ・ [隅田公園平面図](#)
- ・ [隅田公園予約受付期間カレンダー](#)

■ 占用利用について

< 占用利用可能時間 >

- ・ 占用許可時間 6:00 から 22:00 まで（準備・撤収の時間を含む。）
- ・ 音出し可能時間 10:00 ～ 21:00
（音出し：楽器の演奏、大道芸パフォーマンス等、話し声より大きな音がでる行為）
- ・ 光の点灯可能時間 6:00 ～ 23:00（イルミネーション等の機材の点灯可能時間）

なお、隅田川花火大会等、指定の期間は占用できません。

< 占用可能エリア >

芝生広場の面積は約 3,000 m²

交流広場の占用可能面積は約 500 m²です



<利用料金>

利用料金は、占有面積×下表の利用時間区分単価で計算します。

占有面積(水平投影面積)で1㎡未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

例：水平投影面積 50.1 ㎡⇒占有面積は 51 ㎡

目的		利用時間区分	単価 (1 ㎡あたり)
事業又は営業活動を伴う占有	例：移動販売車による販売、物販、音楽イベント、大道芸、教室等	① 6時から10時まで	24 円
		② 10時から16時まで	35 円
		③ 16時から22時まで	35 円
上記以外	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金、大道芸の練習等	1 日	47 円 ※3人で1㎡換算

※芝生広場は移動販売車による出店不可

例：10:00～20:00 まで 20 ㎡占有する⇒利用時間区分②と③を 20 ㎡占有

⇒20 ㎡×(35 円+35 円)=1,400 円

例：12 人で募金活動を行う。（営業活動でない）⇒12÷3=4 ㎡⇒4 ㎡×47 円=188 円

内容によっては減免になる場合があるので、事前にホームページのお問い合わせフォーム、またはパークセンターにてお問い合わせください。（減免対象例：墨田区主催・共催・支援事業、防災訓練・避難訓練）

■ 占有利用予約について

<占有利用予約申込方法>

予約は先着順です。「予約受付期間カレンダー」にて予約受付期間をご確認いただき、パークセンターまでお電話にてお問合せ下さい。（予約電話受付時間はパークセンター開所時間内です）

空き状況を確認、仮押さえ後に芝生広場・交流広場予約申込用 URL をお伝えします。（予約システム未登録の方は、隅田公園ホームページ (<https://sumidapark.jp/>) のお問合せフォームより①お名前、②電話番号をご送信ください。）

必要な書類をそろえた上で、**3 日以内に Web 予約システムにて本申込**を行ってください。（初回のみ利用登録が必要です。）

<占有利用予約受付期間>

実施月の 3 か月前～3 週間前までが占有利用予約受付期間です。詳しくは「予約受付期間カレンダー」をご確認ください。

なお、「予約受付期間カレンダー」記載の空き状況につきましては変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

<必要な書類>

Web 予約システムにて本申込を行う際にご提出いただきます。

◆ 必要書類

内容		必要な書類	所定の申請書
移動販売車による出店をする場合 ※芝生広場は移動販売車による出店不可	移動販売車単体で出店を行う場合 例：キッチンカー等	・ 占有内容がわかる資料 ※書式自由（出店スケジュール、販売品目・価格表、平面図等一式）※平面図は利用ガイド 24 ページの作成例参照 ・ 営業許可証一式の写し	・ 様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占有で、区の後援がない場合） ・ 必要書類チェック表（チェック表の○を●に変更して添付）
イベント等で物件を設けない場合	物件を何も設置しない又はテントやイス等、動力を使用せずに大人 4 人程度で簡単に持ち運ぶことが可能なものを設置する場合 例：防災訓練等	※営業許可の必要な業種に限る ※東京都内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの ・ 車検証の写し ※移動販売車の場合 ・ PL 保険（生産物賠償責任保険）証書の写し	
イベント等で物件を設ける場合 ※芝生広場は物件の設置不可	ステージややぐら等、人が簡単に持ち運ぶことができないものを設置する場合 例：スポーツイベント、音楽イベント等	※飲食物を販売する場合 ※3,000 万円程度の補償のプランが一般的 ・ 関係機関等への申請書の写し ※保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ（下表参照）	・ 墨田区所定様式の公園占有許可申請書 ・ 様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占有で、区の後援がない場合） ・ 必要書類チェック表（チェック表の○を●に変更して添付）
車両が進入する場合	搬入・搬出や移動販売車など公園内及び墨 22 号路線に車両が進入する場合		・ 通行許可申請書（管理者所定様式）

◆ 関係機関への申請書

内容	問い合わせ先			必要な届け出
	警 察 署	消 防 署	保 健 所	
道路上での作業等を行う場合	○	—	—	道路使用許可
火気を扱う場合	—	○	—	消防活動に支障を及ぼす恐れのある行為の届出書等は、火気使用時は消防署に確認すること
飲食物を提供する場合	—	—	○	飲食の提供内容によって必要書類が異なるため、保健所に事前に確認すること
動物を扱う場合	—	—	○	実施内容によっては、動物愛護管理法の規制を受ける可能性があるため、保健所に事前に確認すること

実施内容について、上記のうち複数に該当するときは、それぞれ必要な手続きを行ってください。

関係機関の住所、連絡先は利用ガイド P24 関係者問合せ先をご参照ください。

■ 占用利用の決定

本申込後審査を行い、おおよそ **1週間～10日後**に審査結果メールをお送りいたします。

占用利用が決定された方は、審査結果メールに記載の URL より期日内（7日間）に決済（クレジットカード/コンビニ払い（ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・セイコーマート）/Paypay/あと払いがご利用いただけます）を行ってください。期日内にお支払い完了いただけない場合、キャンセル扱いとさせていただきます。

一度納入された利用料金等は、占用目的達成の如何に係らず返納できませんのでご了承ください。

なお、ステージややぐら（物件）を設置する利用につきましては別途墨田区よりご案内いたします。
占用場所については公園管理者にて調整後、事前にご連絡いたします。

■ その他

芝生広場内の**車両通行や、ステージ等、芝生を傷めるような物の設置はできません。**

原則として本申込は Web でのお申込のみ受け付けております。スマートフォン、PC 等をお持ちでなく、Web での申し込みができない方はパークセンターにてご相談ください。

利用日直前、利用当日のキャンセル（やむを得ない理由は除く）、ご連絡なく利用がなかった場合、以後の利用を制限させていただくことがございます。

■ 申請書等ダウンロード

「必要書類チェック表」をご確認の上、必要な様式をダウンロードしてください。

- ・ [別紙-13 必要書類チェック表【一般】](#)
- ・ [別紙-14 必要書類チェック表【墨田区主催・共催・支援】](#)
- ・ [様式-4 公園特定占用許可申請書](#)
- ・ [様式-6 利用料金減免申請書](#)
- ・ [様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧](#)
- ・ [通行許可申請書（管理者所定様式）](#)

■ 問い合わせ先

隅田公園指定管理者：すみだパークマネジメントグループ

電話：090-3104 -0102

メール：info@sumidapark.jp

<パークセンター開所時間>（閉所日なし）

期間	窓口開所時間
4月から9月まで	平日：午前10時から午後7時まで 土日祝日：午前9時から午後7時まで
10月から3月まで	平日：午前10時から午後6時まで 土日祝日：午前9時から午後6時まで
花見時期（3月下旬から4月上旬）	午前9時から午後10時まで

※ 土日祝日の占用利用時のスタッフ滞在時間：午前6時から22時まで対応

※ 平日の占用利用時のスタッフ滞在時間：窓口開所時間外は状況に応じて対応

2025（令和 7）年 4 月 1 日	初版
2025（令和 7）年 7 月 15 日	変更